

1, 動物愛護行政について

1) 動物愛護センターのありかたについて

岡山県動物愛護センターを県・岡山市・倉敷市と協働で建設することにもなう負担金が予算計上されています。平成14年度から16年度まで岡山市の負担は約3億円です。他県にも県の動物愛護センターがありますが全額県費で整備されているところがほとんどです。当初より華美にならないように指摘し、市負担の必要性についても議論してきました。このセンターの管理運営主体は岡山県ですが、岡山市も処分場、火葬、公園の一部へ貴重な税金を投入しています。

この際、センターのあり方について、しっかり市として要望できることを県に要望していただきたいと思います。この施設の大きな目的として「人と動物が共存できる豊かな地域社会」を実現することとしています。その観点を第一に動物愛護行政を行う必要があります。長野県の動物愛護センターは平成12年4月に全額県費で建設された施設です。動物たちへのあたたかい心と正しい育て方の普及と啓発を総合的にすすめることを目的に処分施設は併設されていません。保健所に引き取られた犬、猫をセンター職員がセンターにつれてかえって避妊去勢手術を実施し、ワクチン接種をしたあと、飼い主譲渡へとHPやセンターで公開する方法をとっています。まず処分ありきの施設にするのではなく、動物の飼い主に対して終生飼養の責務の徹底、繁殖制限等の指導、動物愛護思想の普及啓発を推進し、生命尊重の意識の醸成に努めるための施設にするべきと考えます。

そこで伺います。

ア) センター開設以降の業務の分担は県と協議していますか？市はどうかかわりかたになるのでしょうか？

イ) 「岡山市動物の愛護及び管理に関する条例」に規定している業務のうち、子犬の譲渡、負傷動物の収容・治療・人畜共通感染症の調査と予防対策などの具体化を県と協議し要望していただきたいと思います。いかがでしょうか？

2) 安楽死と成犬譲渡について

しかし、ペットをめぐるトラブルの発生や苦情、また動物に対する虐待など新たな問題が増えている状況です。安易な飼養放棄などで処分される犬や猫が絶えないのも悲しい現実です。

ウ) 保健所の窓口やHPなどで安易にすてられた犬や猫がどういうふうに処分されるのか知らせて啓発すべきと思います、いかがでしょうか？

エ) 兵庫、山口など近隣のセンターでもセンター開設後処分件数が3割以上減っています。その大きな理由として、成犬や猫も譲渡の対象にし、実際にセンタ

ーでふれあってもらって、譲渡していることがあげられます。長野県では譲渡待機者が50人前後いるとのこと。市としても市民の批判の大きい譲渡事業に力を入れていただきたいと思います、市民ボランティアの協働もふくめどのようにおこなうのでしょうか？

オ)出来るだけ処分を減らす努力を第一に考えていただきたいですが、それでも仕方なく処分をされる場合、安楽死の方法をとっていただきたいと思います、いかがでしょうか？

カ)また繁殖防止のために犬、猫の避妊去勢に助成している他都市の例もあります。たとえば呉市では避妊の場合は犬5000円、猫4000円、去勢は犬4000円、猫3000円の助成金を飼い主に支払っています。また近隣では徳島市、高松市、松山市、神戸市、高砂市などに助成制度があります。岡山市でもぜひ考えていただきたいと思います。いかがでしょうか？

2 , 性教育、スクールセクハラについて (男女平等教育は省く)

11月29日に神戸で日本エイズ学会学術集会が開かれました。そこでの報告によると10代の人口妊娠中絶とクラミジア感染症が1995年から急増しているとのこと。高校生の4割が初体験の経験があり、性交相手の総数は平均三人、コンドームの使用率は二割から三割で性交相手の総数が多い人ほど使用率が低いというショッキングなデータがでています。しかしつきあってから性交にいたるまでの期間は一八才から二四才までの五割が知り合ってから一カ月以内、一人に対する交際期間が極端に短いため性交相手の総数が多くなっていますが、つきあっている相手は常に一人なので危機意識がないという状態です。

この報告から、平均して性経験を持つ高校二年生は平均三人と性交経験があり、その相手の背後には三人の相手がいてそのうち三割しかコンドームを使用していないと言う状況で、普通の高校生がこのような広範な無防備な性行動のネットワークを築いているということになります。

その結果コンドームの使用をしてなければエイズ被害や性感染症が3倍4倍に広がる可能性があるわけです。正しい性教育、予防教育の必要性がますます重要ではないでしょうか？「性教育は性の健康について教えること、性の健康について教えることは健康、科学、安全について教えること、性の健康を学ぶことは子ども達の命を救うこと」これはカナダを中心に性の健康教育を30年にわたり実践している看護師メグヒックリングさんの言葉です。メグヒックリングさんは生まれたその時から性教育の重要性を訴えています。しかし教育現場ではなかなか性教育の時間を確保することが困難な現状です。岡山市立小学校で平均年8時間1学年 年1, 2時間~1, 5時間というのが14年度の実績です。

そのほとんどが参観日や公開授業でのとりくみで、系統的に性教育を位置づけている学校はほとんどありません。しかし、子ども達を取り巻く情報は氾濫しており、インターネットや携帯サイトなど、親の手が届かない範囲へとその影響は及んでいます。

- 1) 各教科との連携をとり、年間計画を作成し、小学校1年生から系統的に性教育が実施できるように工夫していただきたいと思いますが、いかがでしょうか？
- 2) 外部講師などの活用で専門性を教育の場に取り入れていただきたいと思いますが、外部講師のリストの作成などはできていますか？

性教育をとおしてひとりひとりがかけがえのない存在であること、自分の身体を好きになるそのことで正しい知識を身につけることが大切です、ゆがんだ情報で自分や他人の身体を傷つけることがないように、それが性教育の大きな目標だと私は思います。長崎の事件も性的虐待がおこなわれていました。加害者も被害者もつukらない性教育が大切です。

- 3) P T Aが中心にC A PやP E A C E暴力防止センターのプログラムの研修やワークシ

ョップをする学校が増えています。性的被害にあいそうに成った場合の拒否の意思表示が出来るように力をつける、逃げる、相談するなど具体的に身につけることのできるプログラムです。教育委員会としてこれらのプログラムの取り組みを教育現場に取り入れることをお願いしたいと思います、いかがでしょうか？

つぎにスクールセクシャルハラスメントについてです。

今議会、代表質問で、我が党崎本議員市民ネット下市議員にたいしてスクールセクハラ被害について対応マニュアル作成、体制づくりなど前向きなご答弁がありました。ここではより具体的な要望も含め提案したいと思います。

まず、具体的な性的暴力を防止するための指導です。

- 4) 街での勧誘、ドライブの誘い、出会い系サイトへの参加など被害防止の具体的な指導はどのようにできているでしょうか？
- 5) SOS子どもかけこみ110番の把握、活用はできていますか？
- 6) 通学路、校内など地域、保護者と連携し、死角となる空間がないかなど安全確保について点検や協力体制ができていますか？ブザーの手渡しをしている自治体があるときいています。具体的にお答え下さい。

大阪市教育委員会は、「教職員による児童・生徒に対するセクシャル・ハラスメント防止のために」というガイドラインを作成し、また別に障害のある児童、生徒への介助する上での留意点というガイドラインを作成、具体的に起きた場合のチャートや児童生徒向けの資料など細かく対応しています。そのなかでセクシャルハラスメントに対する基本的なとらえかたが教師間で格差があることが指摘されています。

教職員の児童生徒の人権に対する認識が不十分なことや固定的な性的役割分担意識が背景となっており、中にはセクシャル・ハラスメントを行った教職員が自らの行為がセクシャル・ハラスメントだと気づいていない事例も多いとの報告があります。たとえば痴漢にあった生徒に「短いスカートをはいていたからだ」と被害者に責任があるような指導をした、とか必要がないのに肩や背中にふれ児童・生徒に不快感を与えたなどという事例があります。「親しさの表現、励まし」であっても相手を不快にさせる場合があることを理解していない教職員がいるのが現状です。

- 1) 具体的な事例を分析し、アンケート調査等で教職員の認識の実態をつかむ必要があると思いますが、いかがでしょうか？
- 2) 未然防止に向けて学校全体として取り組みを推進する校内組織を整備・充実させるべ

きと考えます、いかがでしょうか？

- 3) 相談窓口の設置も検討とのご答弁がありましたが、校内にも相談窓口設置をし、具体的に被害があった場合の対応についての研修やチャートの作成をしていただきたいとおもいます。いかがでしょうか？
- 4) そのための養護教諭の複数配置が望まれますがいかがでしょうか？
- 5) また被害者のための救済と心のケアを最優先に対応することが大切です、二次被害だけは絶対におこしてはいけません。校外の専門機関との連携をどのようにお考えでしょうか？

対応マニュアルを作成とのご答弁がありましたが、大阪市では子ども向け、

教職員向けに別々のマニュアルをつくっています。二次被害も保護者から教師に相談したとき「あの先生がそんなことをするわけがない」などといわれたり、また教師間でのセクハラの場合は「そんなこと言ったら職場がぎすぎすするだけ」となど相手もパターンもさまざまです。あらゆることを想定して細かいマニュアルが必要です、ぜひ研究してよりよい物を作っていただきたいと思い要望し質問をおわります。

3 , 指定管理者制度の導入について

地方自治法の一部改正にともない「公の施設」の管理運営について、従来の「管理委託制度」にかわって『指定管理者制度』を導入しこれまで直営か政令等で定める公共的団体に限定していたものを民間事業者が行うことができるようになりました。なんのための改正か経費節減、効率化か？官から民への規制緩和なのか？自治体の公的責任を放棄し行政施策の切り捨て、後退につながるのではないかと危惧しています。具体的に大きく変わることは、指定管理者が管理に関する権限を代行する、利用許可も行うことができ、一定の範囲で料金を自由に設定でき使用料は指定管理者の収入として収受できるなどです。これによって公の施設の管理運営を民間営利企業に全面的に開放するという結果になります。国民や市民の税金で建てた施設をただで民間営利企業が使って、運営費の税金と使用料で賄い、使用料は指定管理者の収入として収受できるとなれば、利潤を追求し、もうけをあげてそれを株主に配当さえ出来るというしくみが出来ることにつながります。住民の諸権利の保障、自治体の公的責任がどこまでまもれるのか大変危惧しています。

総務省自治行政局長通知では「管理の委託を行っている公の施設についてはこの法律施行後3年以内に条例を改正し、指定等をおこなう必要があり、そのさい公の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用すること」とあります。

そこでお尋ねします。

- 1) 岡山市としての対象となる施設の一覧表を作成していますか？たとえばどんな物があるか例をあげてみてください。
- 2) 指定管理者制度の対象外は個別法が優先されるものときいています。現段階で国が検討中の物はあるでしょうか？
- 3) 利潤もふくめた利用料金まで民間事業者が定めることができることにより、公平性や住民誰もがサービスを等しく受ける権利の保障が維持できるのか？ご所見をお聞かせ下さい
- 4) 指定管理者にゆだねられたあとの住民の声を何処まで届けることができるのか？また住民監査請求などができるのか？議会のチェック機能と改善機能が指定管理者に届くのか不安です、質の担保はどのようにお考えでしょうか？
- 5) 議会への報告義務が定められていないが、常任委員会及び決算委員会へ実施状況、利用状況、料金収入の実績など資料提出が可能なのか？
- 6) 個人情報の保護は大丈夫でしょうか？
- 7) 定管理者である民間会社が赤字を出し、当該施設を投げ出したり、倒産した場合負債は誰が背負うのか、責任は誰がとるのか？市民への負担は絶対にならないと言えるのでしょうか？またファイアーウォール（防火壁）とは何か？その基準を具体的にお示し下さい。

今回アクションスポーツパークの委託の件や合特法の議論が多数ありました。今でも民と民のことで責任のある答弁がないという現状でこの制度が実施されたあと自治体の公的責任の担保がはかれるのか？とこの間の質疑をきいていて疑問におもいました。公の施設はあくまでも住民福祉を増進するためのものです。住民誰もが等しくサービス等を受ける権利の保障が守れるよう要望し質問をおわります。

4 . NPO 法人への支援について～総括窓口の設置を～

NPO 法が制定されて4年半がすぎました。内閣府国民生活局のまとめによると NPO 法人は2003年7月時点で1万2千359団体となっています。2002年3月時点で約6千団体でしたからこの1年で倍加ということです。また任意の市民活動団体は全国に約8万8千団体、ボランティア団体も約9万7千団体ということで90年代後半から4,5倍という大幅な増加、まさに市民協働の時代です。分野別に分けると保健・福祉・医療分野で59,1%、社会教育47,3%、まちづくり38,7%、子どもの健全育成38,3%となっています。会員の構成数をみると50人未満が6割、20人未満が3割と小規模な団体が圧倒的に多いのが特徴です。収入ではNPO 法人の場合でも半数の団体が総収入学は600万以下です、任意団体では200万円未満の団体が8割を超えその多くが30万円、50万円の財政規模という実態です。また常勤スタッフがいる法人の割合は7割ですが有給の常勤スタッフがいる法人は全体の4割程度です。常勤スタッフの給与は300万円未満が7割、平均年収は243万円、年令は20～30歳代が全体の過半数を占めています。事務所についての調査結果では会員の個人宅や勤務先に事務局をおいている団体が全体の過半数をしめ、専用の事務所を確保している団体は7%、公共施設内においている団体が3分の1という結果です。このデータからも解るようにNPOは組織力も財政基盤も弱く多くの悩みや困難をかかえているのが実状です。

そして行政に対する要望は、活動に対する資金援助が69,7%、活動場所の確保が49,7%活動に必要な備品・器材の提供44,1%、理解と参加を促すための広報39,7%と言う結果になっています。これはあくまでも全国データですが行政と市民団体が連携しながら新しい政策をつくり住みやすい地域づくりをしていくことが今後一層もとめられます。

そこでお尋ねします。

- 1 . NPO が活動しやすいように環境整備、情報提供、相談窓口の設置など、総括窓口の一本化が必要だと思います、いかがでしょうか？
- 2 . 市内のNPO 法人、市民活動団体の現状を把握するために実態調査をまず行うべきと考えますがどうでしょうか？
- 3 . 尼崎市は尼崎共同参画室が中心になりアンケート調査をおこなっています、そしてその結果、インターネット上に尼崎NPO センターをたちあげ、各団体の情報公開を行っています。また新潟県は県がNPO 協会に委託し、NPO 情報ネットのHPをたちあげ、そこを開くと、申請方法や、運営資金、助成金の申請や会員情報、寄付金募集などの協力以来などひとめで解るようになっていきます。HP上でのこういう工夫が岡山市としてもできないでしょうか？ご所見をお聞かせ下さい。
- 4 . 特にいままで、行政や企業では対応できなかったきめ細かい部分への対応が福祉

分野では顕著に現れています。住み慣れた地域でだれでも必要なときに必要なだけ利用できるサービスを提供したいというコンセプトで始まった富山県の民間デイサービス「この指とまれ」にみられる、富山型福祉が全国に広がっています。高齢者も、障害者も、小規模多機能・地域密着・共生型をキーワードに住宅街の民家を改造し、同じ屋根の下で高齢者は介護保険で、障害児・障害者は支援費ですごせる、赤ちゃんも、痴呆高齢者も申し込めばその日から利用出来、必要なとまることも出来るというまさに待たれていたサービス内容です。はじめは「高齢者と障害児、幼児と一緒にケアする施設への補助は前例がない」とっていた行政もニーズの高さに、5年後には年間180万の独自の補助制度を創設。又今年から民家の改修費の二分の一を補助する制度を設置しています。岡山市でもすでに、民間でおなじような取り組みを始めているところがありますが行政の援助はありません。また高齢者のデイサービスも、地域密着小規模というニーズの高まりの中地域の民家を改修して始まる場所も増えてきました。岡山市としても富山方式のような新たなニーズの実態をつかみ、新たな支援を研究していただきたいと思います、いかがでしょうか？

- 2, 今後 NPO と行政の役割分担や支援、協働がますます重要になります、市としても指針が必要です、いかがでしょうか？

5 , コイヘルペス被害について

次に鯉ヘルペス被害についてです。この問題は公明党の代表質問で本郷議員さんがとりあげられました。被害は児島湖や吉井川水系などで出たことや、原因が分からないという答弁がありました。岡山県鯉ヘルペスウイルス病対策本部は11月19日感染が確認された岡山市内の養殖業者に持続的養殖生産確保法に基づきすべての鯉の焼却埋却処分を命じ2500匹を処分しました。県内20ある養殖業者は検査結果異常がないことが報告されています。2500匹処分せざるをえなかった業者も大きな損失ですが同時に、販売自粛の期間の損害も他の業者に広がっています。この時期は稼ぎ時なのにコイの生産者や取扱業者は売り上げ半減という大きな痛手をおっています。国は関係業者に対して漁業近代化資金など水産庁所管の低利、無利子融資制度を活用する考えをしめしています。

- 1) 市としても業者の損失補填に対して何らかの支援をするべきと考えます、いかがでしょうか？
- 2) またコイに限らず、突然のこういう被害に対して対応できる共済制度や無担保融資などの制度が普段から必要だと考えますがいかがでしょうか？
- 3) 県は対策本部を設置し実態調査と情報収集につとめていますが、市としては具体的にどのように対策をとっているのでしょうか？

6、雇用問題について

1) 青年・女性の労働実態から

9月議会でも青年の雇用の問題をとりあげました、市長は確かに青年の就職難は深刻な社会問題だが社会の厳しさに対する抵抗力とか仕事をさせていただくことへの感謝の気持ちがたりないのではないかと、青年達自身にも問題があるというような答弁をされました。

私はその答弁を宿題とし、もっと青年達の実態をしり、研究したいと思い、また質問に取り上げさせていただきました。まず青年の完全失業率ですが1991年4、3%だったのが2002年まで11年間一直線に増加し10.4%このうちわけは15才から24才の失業率が急増しているとのこと。また新規高卒者の求人・求職状況は91年に160万7千人だったのが2002年で24万3千人。

95年から2001年までに34才以下の若者を正社員として雇用した実態は大企業は108万人の減、公務員は27万人の減、と減らしている中で中小企業は3万人ほど増やしています。また総務省が調べた長時間労働の実態では25才から34才までの男性4人に一人が週60時間以上働いていると言う結果が出ています。この結果から働きたくても正規の職につけない青年がいて、仕事がやっとあっても、長時間過密労働におわれている青年の実態がわかります。少数の人で多くの仕事をしている状態を多くの労働者で仕事を分けあうという形態にする必要があります。2002年では年間平均230時間のサービス残業が存在していますこの分を雇用にまわすと161万人の雇用を増やせる、34歳以下の青年の失業者数に匹敵する数です。

- 1) この観点に立って市内企業への青年雇用の啓発を市としていただきたいと思いますが、いかがでしょうか？
- 2) 10月13日の朝日新聞で、厚生労働省が失業対策として雇用助成金をつけたが50%が未消化と言う記事が報道されました。市として利用できなかった助成金があったのか？今後の対策を教えてください
- 3) 21世紀前半は若者の時代、青年が作っていく時代です、チャレンジショップをはじめ青年の創業支援のためのとりくみに何をするか？学習や技術習得と併用し失敗しても次のチャンスを用意してあげられるような支援はできないものでしょうか？ご所見をお聞かせ下さい。